



リストラ・会社倒産・ 事故病気...

落ち着いて～



予測不能な家計の急変。
収入が減ってしまった、子どもの学費が足りないかも!!

そんなときに、
授業料を
補助する制度



神奈川県私立学校生徒学費 緊急支援補助金

支援対象となるのは、

県内在住

● 本人・保護者共に県内在住
ただし、父母の一方が単身赴任で
県外在住であっても世帯が県内にあると
認められる場合は、対象となります。

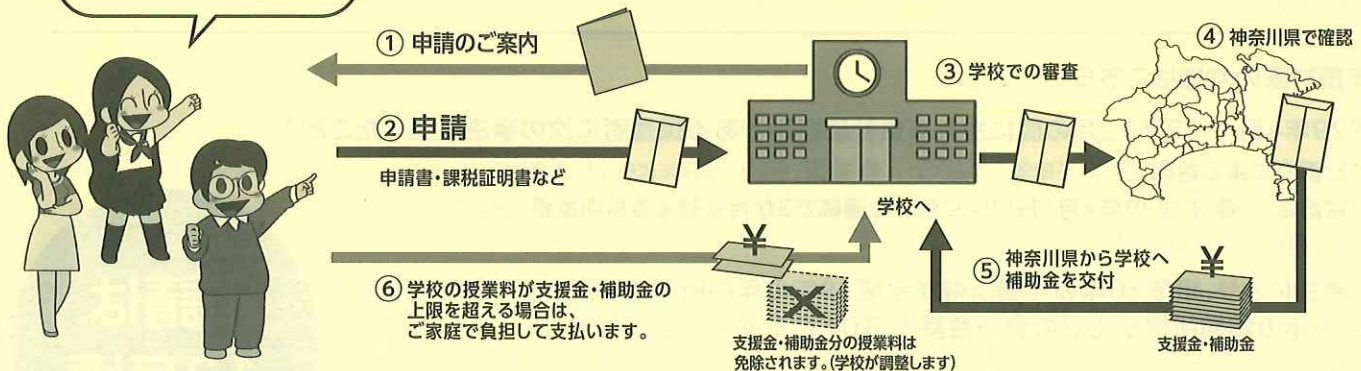
県内在学

● 県内の私立学校に在学
県内設置の私立小学校・中学校・
中等教育学校・高等学校・
専修学校〈高等課程(ただし、高校既卒者は対象外)〉。

- 会社都合による退職
- 被災、倒産
- 障害認定
- 平成29年4月1日以降に生じた
連続で3か月を超える長期療養
- 死亡、離婚

▶ 詳細は裏面

まずは、申請だね!



**確認
してみよう!**

ご自分の平成30年の源泉徴収票等の「給与所得控除後の金額」をチェック!
下の表の金額を見て、自分があてはまる〈区分〉を見つけてください。

家族の人数によって所得金額の基準が違います、ご注意ください。〈区分〉によって補助額が決まっています。

★ **給与所得控除後の金額**
はココをチェック!

源泉徴収票は、毎年、
年末頃に配布されます。
右の見本の場合、
★印の項となります。

自営業等で、
申請時に源泉徴収票が無い場合、
確定申告等で、別途計算します。

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

| | | | |
|-----------------|-------------|----------------------|-------------|
| 支払を受ける者 | 住所又は居所 | (受給者番号) (個人番号) | |
| | | (役職名) | |
| | | 氏名 (フリガナ) | |
| 種別 | 支払金額 | 給与所得控除後の金額 | 所得控除の額の合計額 |
| | 円 | 千円 | 千円 |
| (源泉)控除対象配偶者の有無等 | 配偶者(特別)控除の額 | 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) | 16歳未満扶養親族の数 |
| 有 無 有 無 有 無 | 千円 | 特定 老人 その他 | 人 人 人 |

見本

小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)

| 家族の人数 ▶ | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | | 補助額 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|----------|
| 小・中学校 共通 | 69万円以下 | 106万円以下 | 131万円以下 | 147万円以下 | 173万円以下 | ▶ 区分1 | 168,000円 |
| | 102万円以下 | 137万円以下 | 172万円以下 | 207万円以下 | 242万円以下 | ▶ 区分2 | 149,000円 |
| 小学校 | 313万円以下 | 386万円以下 | 452万円以下 | 530万円以下 | 602万円以下 | ▶ 区分3 | 90,000円 |
| 中学校 | 344万円以下 | 423万円以下 | 496万円以下 | 582万円以下 | 662万円以下 | | |

我が家は
4人だね



(父母) (子どもや祖父母など)

- ▶ 「家族の人数」保護者及び扶養親族を合わせた人数です。(申込み時の人数で算出してください)
- ▶ 兄弟姉妹がいる場合など、小中学校と高等学校等で同時に申請することができます。

高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校高等課程

補助額から高等学校等就学支援金受給額を控除した額が支給額となります。また、私立高等学校等生徒学費補助金との併用はできません。

| 家族の人数 ▶ | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | | 補助額 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|----------|
| 高等学校 等 | 102万円未満 | 137万円未満 | 172万円未満 | 207万円未満 | 242万円未満 | ▶ 区分1 | 297,000円 |
| | 164万円未満 | 193万円未満 | 227万円未満 | 268万円未満 | 309万円未満 | ▶ 区分2 | 237,600円 |
| | 353万円未満 | 384万円未満 | 418万円未満 | 456万円未満 | 494万円未満 | ▶ 区分3 | 178,200円 |

▼ 支援対象の詳細はこちら!

平成29年4月～30年12月の間に主たる生計維持者である保護者に次の事由が生じたこと*1

- 会社都合による退職(定年、任期満了は除く)
- 被災、倒産(破産によらない廃業は除く)
- 障害認定
- 平成29年4月1日以降に生じた連続で3か月を超える長期療養(病気等による)
- 死亡、離婚(別居は除く)*2

上記事由により、平成30年の年間所得が平成29年の年間所得より減少していること。
平成30年の年間所得が上記の表の金額未満(以下)であること。

*1 同じ事由で2回申請はできません。

*2 小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)に在学しており、死亡・離婚により主たる生計維持者が変わった場合のみ申請ができます。高等学校等の在学の場合は、高等学校等就学支援金制度をご利用ください。

▶ 補助の時期・方法・必要書類など詳しいことは、学校へお問い合わせください。

▶ 東日本大震災・熊本地震で被災の方には別制度があります。(所得基準、補助額は同じ。県外在住でも補助対象)

**申請は
12月頃**